

予算決算委員長報告

令和3年9月17日

去る9月1日に開議されました本会議において、予算決算委員会に付託された8件の令和3年度各補正予算及び12件の令和2年度各会計決算の認定等について、審査を重ねた経過の主な部分と結果並びに令和2年度決算についての指摘事項及び審査意見の報告をいたします。

はじめに9月6日に開催された「前期全体会」では、「議第90号 令和3年度安来市一般会計補正予算（第6号）」について、執行部より歳入歳出の補足説明を受け審査を行いました。

「2款 総務費」のうち「高校魅力化推進事業」について、委員より「推進員の任用開始が10月1日からということで、これは年度内までの任用と考えていいのか。また、募集方法はどのようにされたのか」との質問に対し、執行部からは「任用期間は、この補正に関しては令和3年度内となる。令和4年度以降は改めて次の予算でお願いしたいと考えている。募集方法は、通常であれば公募となるが、今回については非常に専門性が高く、地域の活動や学校活動、そういったことに造詣が深く、ある程度の経験値がないとできないだろうと想定しており、そういう実績がおありだという方に対して、非公募でお願いするというようにしており、今、人選をして調整をしている最中である」との答弁でした。

さらに委員より「この事業はこれからずっと続く事業と考えてよいか」との質問に対し、執行部からは「この事業は、近年島根県の教育委員会が非常に力を入れ始めた事業である。取りかかってから、すぐに結果が出るものではないと考えており、短期的なものではなく、ある程度長期的に続けていく必要があると思っている」との答弁でした。

同じく「2款 総務費」のうち「和田南地域情報化事業」について、委員より「告知端末の増加分ということで、約200区画が予定されており、その増加した台数分を安来市が負担するというふうに理解してよろしいか」という質問に対し、執行部からは「今回の市の負担は、カプラ4台分の負担金を支払うもので、カプラ1台で64世帯分となり、約200区画を対応できるのでその部分のみの負担である」との答弁でした。

さらに委員より「和田南は機種が変わって、設備が今までのものと変わるという説明であったが、今まで各世帯にあるものについては今後どうなる予定か」との質問に対し、執行部からは「現在各家庭についているONUについては、古い機種とはなるが、新しいサーバー類で対応が可能のため、これまで通り使えるというふうに考えている」との答弁でした。

さらに委員より「工期はいつまでとなるか。また、個人負担は発生するのか」との質問に対し、執行部からは「工期については今年度中を目途に進めたいと考えている。個人負担はこれまでどおり発生しない」との答弁でした。

続いて「議第91号」から「議第95号」までの「令和2年度各特別会計補正予算」及び「議第96号」から「議第97号」までの「令和2年度各企業会計補正予算」について、執行部より歳入歳出の補足説明を受け審査を行ないました。

委員からは数件の確認等ありましたが、いずれも今補正予算に直接影響する内容ではありませんでした。

議案総括審査のなかでは、委員より「議第90号」について反対であるという意思表示が

ありました。

採決では、「議第91号」、「議第92号」、「議第93号」、「議第94号」、「議第95号」、「議第96号」、「議第97号」については、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

反対の意思表示のあった「議第90号」については、起立による採決を行い、賛成多数により執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、令和2年度決算審査に際し、代表監査委員に出席を求めました。代表監査委員からは「令和2年度の予算は、コロナ関係で、約300億に膨らんでいる。そのために一応見かけは大きくなっているが、実質的には、あまり変わらない」と補足説明がありました。

また、「我々市民が期待するのは、いわゆる教育、それから病院を含むライフライン、そういうものを、ちゃんとした指針を持って、執行部と議会が協力して、こうあるべきだという明確な安来のまちづくりというものを市民に示していただきたい」との意見がありました。

続いて、一般会計総括説明等を受けた後、「認第1号 令和2年度安来市一般会計決算の認定について」の病院経営改革室に係る項目及び「認第11号 令和2年度安来市病院事業会計決算の認定について」に関して審査を行ないました。

委員より「外来患者の減少について、中でも整形外科が極端に減少しているがこれは医師の関係か」との質問に対し、執行部からは「整形外科医が令和2年度に1人減少したことの影響が大きい」との答弁でした。

さらに委員より「毎年同じような形で患者はいると思うが、やはり医師がいなかったら病院に来る人が減るということか。また、医師が減少したことに対してどのような形で努力をしているか」との質問に対し、執行部からは「今までいた医師がいなくなるということは、今までかかっておられた方が減るので、明らかな患者減になる。医師の増員については、鳥取大学の各医局等をお願いに行ったり、いわゆる全国の医師用のリクルートのようなところにも募集をかけたりにして、当院に来ていただくような手だてをしている」との答弁でした。

次に9月7日に開催された「文教福祉分科会」では、2款総務費に関連し、徴収業務について、委員より「以前に休日徴収、或いは夜間徴収を行っていると聞いていたが、今もそういう徴収体制をとっているか」との質問に対し、執行部からは「現在は夜間徴収については行っていない。日曜納税相談を、日にちを設けて、相談者の都合を伺いながら行っている。令和元年は年3回、令和2年度については4回の日曜納税相談を行った」との答弁でした。さらに委員より「戸別訪問はしてないか」との質問があり執行部より「現在は訪問等を極力抑えて、まずは来ていただくというスタンスでやっている。どうしても対応いただけない方については、訪問させていただいている」との答弁でした。

また、10款1項教育総務費の教育支援センター運営事業、あすなろ教室について、委員より「よりどころとして来る子どもたちの将来をしっかりと考えるのも、教育の一環である。この事業についてどのように評価しておられるか」という質問に対し、執行部からは「あすなろ教室は県でも高い評価を受けている。特に子どもたちの登校復帰のみならず、各学校との連携、家庭との相談をおこないながら、社会的な自立を大きな目的とし、長いスパンで支援を行っている。不登校に至る原因は様々であるが、解消に向けて関係機関と連携をしながら、自立に向けた活動をしていただいている。教育環境については、支援員が生徒により添い通所している子どもたちをうまくつなげながら、学習の支援や心の支援、積極的なコミュ

ニケーションができるような、関わり方をしてもらっている」との答弁でした。

次に9月8日に開催された「地域振興分科会」では、4款衛生費の浄化槽普及促進事業費について、委員より「補助金申請件数が0件とあるが、設置完了によるものなのか」との質問に対し、執行部からは「浄化槽の設置は、申請者が一般会計の個人設置型と特別会計の市設置型から選択でき、昨年度は個人設置型の申請がなかったため」との答弁でした。

7款商工費のどじょう振興事業では、委員より「どじょうの稚魚数、生産数量、販売数量が減少しているが原因は何か」との質問に対し執行部からは「新型コロナウイルスの影響で卸先の居酒屋チェーン店や市内飲食店の休業により出荷が見込めないため、どじょう生産組合は稚魚の仕入れ量を半減させ、生産調整を実施し、コスト削減に努めた」との答弁でした。

次に9月9日に開催された「総務企画分科会」では、「7款1項2目 商工業振興費」のうち、「商業・サービス業感染症対応支援事業」、「教養・技能教授業等感染症対応支援事業」、「中小企業者等事業継続支援給付事業」について、委員より「コロナ関連の交付金を充てた3つの事業の補助実績について、多かったのかどうだったのか、どのように分析しているのか」との質問に対し、執行部からは「コロナ禍において、どれぐらいの期間をみてどれぐらいのことをするとどうなるのかというのが、なかなか読み取ることが難しい状況の中で、その時点で想像しうる限りの材料を集めて、想定をして、制度設計をして、予算の規模を決めて、ということを繰り返した。中には準備していた予算よりもかなり下回る実績となった事業もあったが、その都度補正予算等で不要なものを減額して、状況に合わせて次の施策に財源をシフトさせていくということを繰り返した」との答弁でした。

次に、「各会計への繰出金」について、委員より「病院事業には基準外繰入金の中に、経営改善特別支援という項目があるが、他の事業でそういった経営を改善するような支援金があるのか。あるとすれば金額はいくらか」との質問に対し、執行部からは「繰出基準の中に経営改善部分を持っているのは、病院事業の他には生活排水処理事業がある。金額は、繰出基準が3億9828万円で、実際に繰出した金額が4億3980万円であるので、その差額が経営改善部分と考えていただきたい」との答弁でした。

次に、9月15日に開催された「後期全体会」では、各分科会の委員長報告を行い、質疑では、委員より会議内容の確認がありました。

続いて議案総括審査では、委員より「認第1号」、「認第2号」、「認第3号」、「認第4号」、「認第11号」に対して反対である意思表示がありました。

続いて採決において、「認第5号」、「認第6号」、「認第7号」、「認第8号」、「認第9号」、「認第10号」の6件は全会一致で執行部提出原案のとおり認定すべきものと決し、「議第98号」は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

異議、反対である旨の発言があった議案については、起立による採決を行い、「認第1号」、「認第2号」、「認第3号」、「認第4号」、「認第11号」の5件は賛成多数により執行部提出原案の通り可決すべきものと決しました。

そして、後期全体会において委員長報告について一任を受け、協議した結果、令和2年度決算審査を通じた最終的な指摘事項並びに審査意見をまとめました。

以下、指摘事項並びに審査意見を申し上げます。

1. 財政運営について

令和2年度の一般会計の決算の状況は、歳入総額300億7,500万円余で前年度比19.95%の増、歳出総額295億7,800万円余で前年度比20.01%の増となり、形式収支は4億9,700万円余であり、実質収支は3億9,200万円余であった。財政指標では、地方債現在高比率、実質公債費比率、経常収支比率とも前年度より改善がみられたが、基金現在高は前年度より7億9,400万円余の減少であった。

これまで今後の財政運営について、市議会として様々な問題点を指摘してきたが、令和2年度は市債の繰上償還をされており、財政の健全化に向けて財政構造の転換を図られていることは評価できる。

確かに財政健全化は喫緊の課題であるが、同時に行政として必要な事業を疎かにすることは出来ない。監査委員の補足説明にもあったように、必要な教育・ライフライン等について指針を早急に策定し、効果的な事業展開を実施するとともに、将来を見据えた持続可能な財政運営に努められたい。

2. 市有財産の管理について

公共施設等総合管理計画において、削減目標面積25%に対し、進捗率が約3.9%であった。令和3年度に「安来市公共施設利活用推進会議」が設置されたことで、今後より一層議論を重ね、計画目標の達成に向けて、更なる効果的な対策を講じていただきたい。

また、ハーモニータウン汐彩について、新築支援補助金などの制度や残区画の値引き販売により分譲が進んでいることは評価ができる。今後も完売に向けて販売促進に努められたい。

3. 収入未済額について

健全な財政運営には、自主財源である税収の確保と、税負担の公平性の確保が不可欠である。今後も市税、国保税の滞納が減少するよう、収納体制の強化を図られたい。

4. 新型コロナウイルス対策事業について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、これまでにないコロナ禍への対応であったために事業予算が組み替えられることとなった事業もあった。その後、組み替えられた予算で様々な特徴的な事業が行われたことは評価できるが、事業内容、規模の把握についてももう少し検討が必要であったのではないかと考えられる。

未だコロナ禍の終息は見えず、これからも様々な対策を講じなければならない状況は続くことと思われる。今後のコロナ対策事業について、誰もが望む事業を迅速かつ的確に実施するよう努められたい。

以上、指摘事項並びに審査意見を申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応に追われた1年であり、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれますが、安来市の将来を見据えた持続可能な行財政運営に留意し、市民福祉の向上に努められるよう要請し、予算決算委員長報告といたします。